



お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。



個人浄化槽を 設置されている方へ

浄化槽の維持管理は

大丈夫ですか？

① 法定検査を受けましょう

法定検査には、浄化槽設置後3～5か月の間に1回実施する「7条検査」と、毎年1回実施する「11条検査」があります。

この検査は浄化槽が正しく働いているか、きれいな水が流れているかを調べるもので、指定機関への申込みをお願いします。

※「7条検査」「11条検査」は、それぞれ浄化槽法第7条と第11条に規定されている法定検査です。

【検査申込み機関】

公益社団法人

和歌山県水質保全センター

〒640-8032

和歌山市南大工町26(環境会館)

☎ 073・432・6433

HP <http://wakayama-suiho.or.jp>

② 保守点検を受けましょう

浄化槽は定期的に点検しましょう。保守点検業者は、日高町を営業区域として、和歌山県に登録されている業者と契約をしましょう。一般家庭の場合は、点検回数は概ね4か月に1回以上(年間3回以上)となります。

③ 清掃をしましょう

清掃は日高町の許可業者と契約して、毎年1回以上実施しましょう。

《ご注意くださる》

浄化槽は適正な維持管理を行わないと水質汚濁や悪臭の原因となるため、浄化槽管理者には法定検査、保守点検、清掃の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

水質の保全および生活環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理に努めましょう。



冬の節電に

ご協力をお願いします

現在、今冬の電力予備率は、供給に最低限必要とされる割合を確保できる見通しとなっておりますが、不測の事態により受給がひっ迫する恐れもあります。

その場合には、お客さまの健康に影響を与えない範囲、ライフライン機能等の維持や生産活動に支障のない範囲で、可能な限りの節電にご協力いただきますようお願いいたします。

【節電に関するお問い合わせ先】

～関西電力：節電お問い合わせ専用ダイヤル～

☎0800・123・0171 (通話無料)

(受付時間：9:00～17:00)

土、日、祝日および12月29日～1月2日は除く)

※お電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください

※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合があります

